

衛生管理者試験フォーラム

# 衛生管理者試験講座 要点整理テキスト

第一種 有害業務

BLOOMLINKS

## 10. 有機溶剤中毒予防規則 出題率 10/10

### POINT!

- ・有機溶剤の色別区分（第一種＝赤、第二種＝黄、第三種＝青）を覚えましょう。
- ・有機溶剤含有物の定義を覚えましょう。
- ・有機溶剤を取り扱う際の注意事項を覚えましょう。

#### （1）有機溶剤とは？

有機溶剤とは、塗装、接着、洗浄、印刷などの作業の際に、他の物質を溶かすために用いられる、常温常圧で液体の有機化合物をいう。

#### （2）有機溶剤の区分

有機溶剤は第一種から第三種に区分されており、作業する労働者がわかるよう色別に区分して見やすい箇所に表示する決まりがある。

種別	色別区分	物質名
第一種	赤	1, 2-ジクロロエチレン、二硫化炭素
第二種	黄	アセトン、トルエン、ノルマルヘキサン、メタノール、クロルベンゼン、酢酸エチル、酢酸メチル他
第三種	青	ガソリン、コールタールナフサ、石油エーテル、石油ナフサ、石油ベンジン、テレピン油、ミネラルスピリット

#### （3）有機溶剤含有物とは？

**有機溶剤含有物**とは、有機溶剤と有機溶剤以外のものとの混合物で、有機溶剤をその混合物の重量の **5%を超えて含有するもの**をいう。

#### （4）有機溶剤の発散源対策

屋内作業場等において有機溶剤業務に労働者を従事させるときは、その作業場所に、有機溶剤の蒸気の**発散源を密閉する設備、局所排気装置、プッシュプル型換気装置、その他**を設けなければならない（有機溶剤の区分・業務内容により設置が必要とされるものは異なる。次ページの表参照）。

◆有機溶剤の発散源対策のために必要な設備

タンク・地下室等の 内部での作業か？	第1種		第2種		第3種		
	内	外	内	外	内		外
					吹付作業	吹付作業以外	
①密閉装置、局所排 気装置、プッシュ型 換気装置のいずれか	○	○	○	○	○	○ (①②ともに 可)	-
②全体換気装置	×	×	×	×	×		-

(5) 作業場所に設ける局所排気装置の能力

作業場所に設ける局所排気装置は、下表の通り、フードの形状に応じて制御風速を満たさなければならない。

型 式		制御風速
囲い式フード		0.4 m/s
外付け式フード	側方吸引型	0.5 m/s
	下方吸引型	0.5 m/s
	上方吸引型	1.0 m/s

(6) 保護具の使用

**送気マスクの使用が必要**

- ①有機溶剤等を入れたことのあるタンクの内部における業務
- ②短時間の有機溶剤業務で、かつ、密閉設備、局所排気装置、プッシュプル型換気装置、全体換気装置を設けないで行うタンク等の内部における業務

**送気マスク又は有機ガス用防毒マスクの使用が必要**

- ①全体換気装置を設けて第3種有機溶剤等に係る有機溶剤業務を行うタンク等の内部における業務
- ②プッシュプル型換気装置を設け、ブース内の気流を乱す恐れのある形状を有するものについて有機溶剤業務を行う屋内作業場等における業務 等

**(7) 排気口の高さ**

屋内作業場に設ける局所排気装置又はプッシュプル型換気装置で、空気清浄装置を設けていないものについては、その排気口から排出される有機溶剤の濃度が厚生労働大臣の定める濃度未満の場合を除き、**排気口の高さを屋根から1.5m以上**としなければならない。

**(8) 作業環境測定**

**第一種または第二種有機溶剤**にかかる有機溶剤業務を行う屋内作業場については、少量消費により適用除外となる場合を除き、**6ヶ月以内ごとに1回**、定期的に、**有機溶剤濃度を測定**し、その記録を**3年間保存**しなければならない。

**(9) 有機溶剤作業主任者**

屋内作業場等で、有機溶剤を取り扱う業務（試験研究の業務を除く）では、**作業主任者**の選任が必要（**技能講習修了者**）。

**(10) 有機溶剤業務で使用する装置の定期自主検査**

屋内作業場等に設けた局所排気装置とプッシュプル型換気装置は、原則として、**1年以内ごとに1回**、**定期自主検査**を行わなければならない。

**(11) 有機溶剤等の空容器**

有機溶剤等を入れてあった空容器で、有機溶剤の蒸気が発散するおそれのあるものについては、密閉するか、屋外の一定の場所に集積しておかななければならない。

**(12) 掲示事項**

作業時には、次の3項目を見やすい場所に掲示しなくてはならない。

- ①有機溶剤の人体に及ぼす影響
- ②取り扱いの注意事項
- ③中毒発生時の応急措置

**(13) 特殊健康診断**

作業に常時従事する労働者に対し、**6ヶ月以内ごとに1回**、定期的に、特別の項目について医師による健康診断（**有機溶剤等健康診断**）を行い、有機溶剤等健康診断個人票を**5年間保存**する。